

新潟県では、昭和四十八年度の警察官採用者の募集を次の要領で行なっていますので多数応募して下さい。

◎ 受験資格

一、大学を卒業された方で、昭和二十一年四月二日から昭和二十七年四月一日までに生まれた男子。

二、高校を卒業された方で、昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月二日から昭和

今町、中之島村食品衛生協会では、夏季における食中毒予防運動を実施しております。

最近、国民の食生活は、食品衛生思想の普及と共に改善されてきましたが、一方では、食中毒の発生があとをたっておりません。食中毒の予防を図るために、村民一人一人が理解と認識を高めることこそ大切です。そこで、まず簡単な予防方法として次のものがあります。

◎ 手洗いの励行

食中毒予防上、手洗いの重要性を認識すると共に、特に調理前、食事前、用便後の手洗は、

◎ 調理場所などの衛生

一、調理場所は、整理整頓、清潔の保持につとめる。

二、食器類、包丁、まな板、ふ

食物は新鮮なものを

かならず励行しましょう。

◎ 食品扱い

一、食品はなるべく加熱し、なま物はできるだけ避けるようにしてください。

二、食品は速やかに処理するか、保存するときは、熱藏または、冷蔵して処理してください。

三、食品は、清潔で新鮮なもので、衛生的な店で求めてください。



食中毒にご注意

車が混雑しています

無理な運転は事故のもと

せまい日本、そんなに急いでどこへ行く



車を利用していくと、毎年この時期になりますと、いたるところで車の交通量が増加し、交通のマヒを起しております。

車を利用する遠くから帰省される方は、長時間の運転によって気持がイライラしたり、過労などで交通事故を誘発する危険性が多くなります。事故防止

新潟県では、昭和四十八年度の警察官採用者の募集を次の要領で行なっていますので多数応募して下さい。

◎ 受験資格

一、大学を卒業された方で、昭和二十一年四月二日から昭和二十七年四月一日までに生まれた男子。

二、高校を卒業された方で、昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月二日から昭和

三十一年四月一日までに生まれた男子。

◎ 申込受付期間

現在すでに申込受付を行っております。締切は九月二十九日までとなっておりますので、見附警察署又は、もよりの駐在所等へ申込書を提出して下さい。

◎ 採用人員

大学卒業者 約二十人

◎ 採用された時の待遇

大学卒業者	五万六千三百円
短大卒業者	四万八千九百円
高校卒業者	四万五千円
(いずれも初任給額です。)	
このほか、期末、勤勉、寒冷地、扶養、住居、超過勤務特殊勤務手当等がそれぞれの条件によって支給されます。また制服等についても現品で支給されます。	
※ 詳細については、見附警察署又は、もよりの駐在所などへお問合せ下さい。	

見附市、中之島村及び交通安全対策協議会では、八月十九日(日)午前九時から見附自動車学校において、車の運転技能診断を実施します。

これは、夏の交通安全運動の一環として日頃運転事務に従事している者の個人技能を第三者

全対策協議会では、八月十九日(日)午前九時から見附自動車学校において、車の運転技能診断を実施します。

これは、夏の交通安全運動の一環として日頃運転事務に従事している者の個人技能を第三者

見附市、中之島村及び交通安全対策協議会では、八月十九日(日)午前九時から見附自動車学校において、車の運転技能診断を実施します。

これは、夏の交通安全運動の一環として日頃運転事務に従事している者の個人技能を第三者

見附市、中之島村及び交通安全対策協議会では、八月十九日(日)午前九時から見附自動車学校において、車の運転技能診断を実施します。

これは、夏の交通安全運動の一環として日頃運転事務に従事している者の個人技能を第三者

あなたが運転技能はたしかですか？

一度、安全技能診断を

八月十九日(日)見附自動車学校で開催

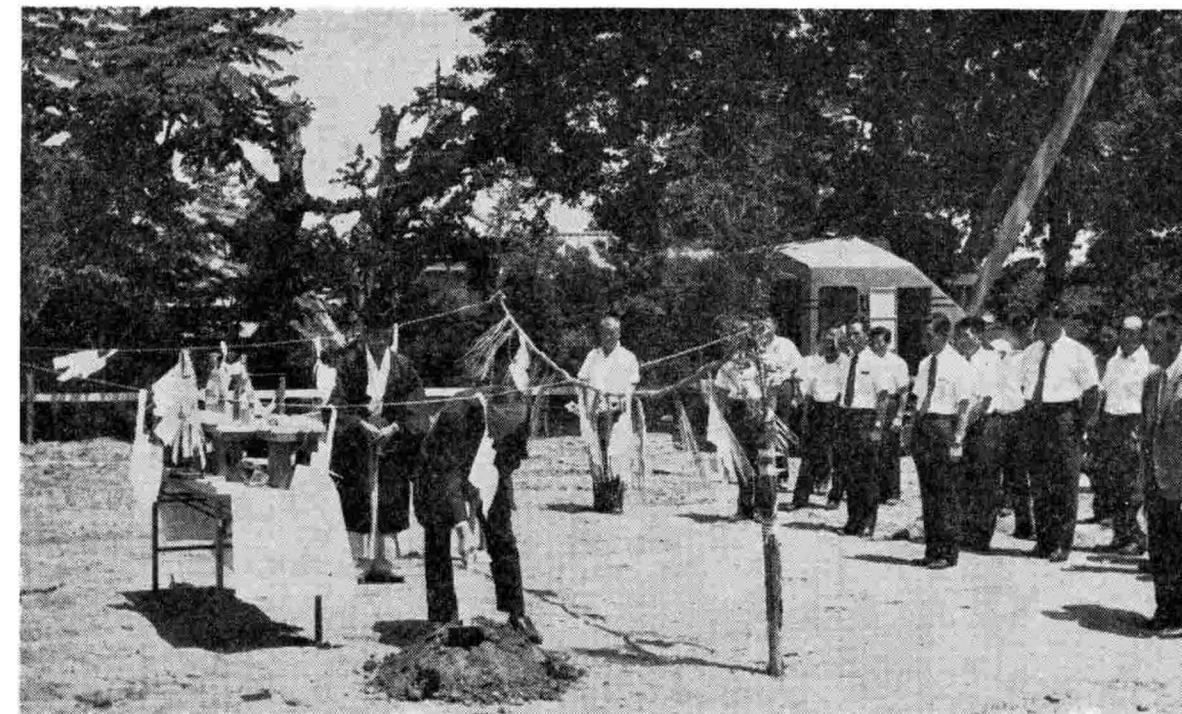
あなたが運転技能はたしかですか？

一度、安全技能診断を

八月十九日(日)見附自動車学校で開催

広報なかのしま

8月号 南蒲原郡中之島村役場



発行と編集 中之島村役場企画課

人口のうごき

7月1日現在

() 内は6月1日との比較
人口 11,531人 (-8)
男 5,599人 (-3)
女 5,932人 (-5)
世帯数 2,184 (+3)

待望の老人憩の家11月上旬完成 工事の無事を祈願し起工式

7月21日、工事の無事完成を祈願し、村議会議員など関係者約50名が参列する中で起工式が行われました。これが完成すると南蒲原郡内では第1号のおとしよりの施設となります。

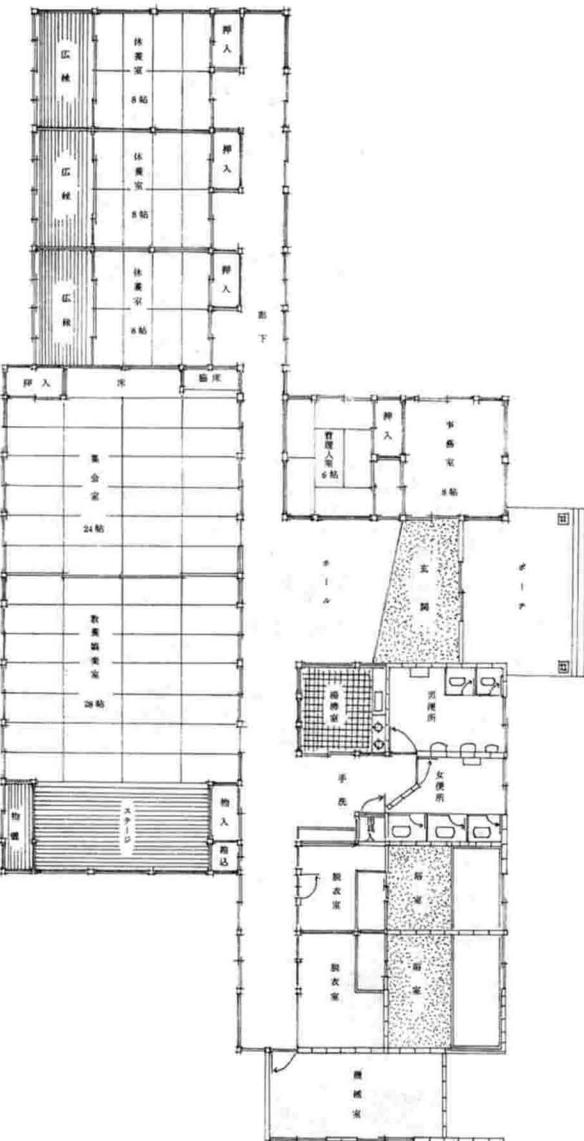
~~主なもくじ~~~

六月定例会で.....	(2)
「老人憩の家」の建設へ.....	(3)
火災予防条例の改正.....	(4)
//台風がやってきます!!.....	(5)
食中毒に御注意.....	(6)

今月の納税

△ 県村民税(第2期分)
△ 国民健康保険税(第3期分)
△ 軽自動車税(8月期随時分)
△ 保育料

中之島村老人憩の家



村では、昭和四十八年度の重点政策の一環として、福祉施設の整備と充実をはかるため、「老人憩の家」の建設を進めています。この結果、八業者の中から二千八百六十万円で、本村下沼

まで寡婦、身体障害者、末成年者、老年者の非課税限度額三十八万円を四十三万円に引き上げました。

○工事請負契約の締結について（議案第二号）

これは、新幹線工事用道路改

「老人憩の家」の建設へ

完成は十一月上旬の予定

二千八百六十万円で

貫一郎の脇で、緑の多い環境の良い場所で、憩の場としてはうつつけです。また、建物の構

造は、木造平屋建で、教養娯楽室や集会室、休養室、超音波風呂などを備えており、おとし

ます。従って、現在各老人クラブでは、分散して色々な活動を

続けられておられます。この

「老人憩の家」の建設によ

て、話し合いや、クラブ活動の

面、さらに適切な健康相談や指

導を受ける場として大きな役割

を果たすものとして、関係方面

から期待されています。

このような福祉施設は、南蒲



原郡内では、本村が初めて建設するものであり、モデル的なケ

ースとして隣接市町村から注目

されております。

一般会計六千五百三十万円を補正

村税条例を一部改正

六月定例会で

村議会の六月定例会は、六月二十一日招集され、三日間の会期で六月二十三日に閉会されました。この定例会に付議された案件は、補正予算や関係条例案で、村長の提出議案十一件、議員提案一件であり、いずれも原案どおり可決されました。主なものには次のとおりです。

○専決処分をした事件の承認について（議案第一号）

○村税条例の一部改正

○村火災予防条例の一部を改

正する条例について（議案第五号）

○消防法の一部改正に伴い、火

を使用する設備の位置、構造及び管理の基準、危険物の貯蔵または取扱いや技術向上の基準、避難管理等について村条例が一部改正されたものです。

○昭和四十八年度中之島村一般会計補正予算（第二号）につ

いて（議案第六号）

○昭和四十八年度中之島村國民保険特別会計補正予算（第一号）について（議案第七号）

○昭和四十八年度米価格に関する要望について（議案第十号）

○中之島村税条例の一部を改

正する条例について（議案第十一号）

○昭和四十八年度米価格に関する要望について（議案第十一号）

○昭和四十八年度米価格に関する要望について（議案第十一号）

○昭和四十八年度米価格に関する要望について（議案第十一号）

○昭和四十八年度米価格に関する要望について（議案第十一号）

○昭和四十八年度米価格に関する要望について（議案第十一号）

○昭和四十八年度米価格に関する要望について（議案第十一号）

めに一部条例の改正がされました。

○組合規約の改正二件が提案されました。

○昭和四十八年度米価格に関する要望について（議案第十一号）

○昭和四十八年度米価格に関する要望について（議案第十一号）

○昭和四十八年度米価格に関する要望について（議案第十一号）

○昭和四十八年度米価格に関する要望について（議案第十一号）

○昭和四十八年度米価格に関する要望について（議案第十一号）

○上通地区簡易水道助成交付金六千円。

○農林水産業費

○県営用水事業調査費補助金など二百五十万四千円。

○土木費

○都市計画事業費（下水路、街路）など二千七百七十五万円。

○教育費

○校舎修繕費など五百八十二万五千円。

○その他

○公債費として二百二十二万九千円。

○防犯施設として（侵入者感知器）の工事費など三百三十八万三千円。

○民生費

○老人医療給付費と老人憩の家の建設費など一千四百七十五万六千円。

○衛生費

○無憂苑斎場一部事務組合の設置について（議案第十号）

○広城市町村圏事業の一環として、三島町、与板町、中之島村の二町一村で火葬場を建設し、見附市へ編入したことにより、受水費五十万円を減額補正しました。

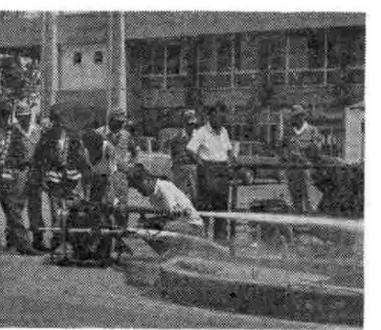
○中之島村国民保険税条例の一部を改正する条例について（議案第九号）

可搬式消防ポンプ購入

上通・中通・中条の各分団へ配置

村では、六月二十一日役場前に置いて、可搬式消防ポンプの引渡式を行いました。

この消防ポンプは、百十万円で三台購入し、村の消防活動の強化と機械設備の充実をはかるため、上通、中通、中条の各分団に配置されたものです。



員より政府に対する値上げ要求等の意見書案が発議され、全員一致をもって原案どおりに可決されました。

○請願

○上通地区簡易水道助成交付

に関する請願について（請願第六号）

○末宝川改修についての請願

について（継続審査中のもの）

この三件について、それぞれ

諸物価の高騰に比較して生産

者米価が、ここ数年据置きもし

くは、小額の値上げしか行なわ

れていないとの理由で数名の議

報告があり、請願第六、七号の二件については、継続審査とし、継続審査中の一件については採決されました。

○請願、陳情書には、住所、氏名
や陳情書を提出される場合は、
次に要領で書類を作成し、村の
議会事務局へ提出して下さい。

○請願、陳情書には、住所、氏名
や陳情書を提出される場合は、
次に要領で書類を作成し、村の
議会事務局へ提出して下さい。



○請願、陳情文の要旨及び理由について、は、簡単明瞭に記入して下さい。
○請願、陳情文の要旨及び理由について、は、簡単明瞭に記入して下さい。



○請願、陳情書には、議員の紹介は必要とします。
○請願、陳情書には、議員の紹介は必要とします。

だれでも簡単に提出できます

村議会に請願や陳情書は

八、九月は台風シーズンの季節です。毎年この時期になりますと、各地で大きな被害が発生しております。

まず、来る前にその準備や対策を立てておくことが大切です。台風はきてからでは間にあいません。また、来る前にその準備や対策を立ておくことが大切です。台風による被害ができるだけ最小限度にいくとめるために、常に新聞、ラジオ、テレビなどの情報を得て万全の対策を立てておくことが大切です。台風はきてからでは間にあいません。

台風が、日本に接近したり、直接影響をおよぼす心配ができることがあります。気象庁予報部から、台風は、常に新聞、ラジオ、テレビなどの情報を得て万全の対策を立てておくことが大切です。台風はきてからでは間にあいません。

みなさんの中でも、今後請願や陳情書を提出される場合は、次に要領で書類を作成し、村の議会事務局へ提出して下さい。

八、九月は台風シーズンの季節です。毎年この時期になりますと、各地で大きな被害が発生しております。

まず、来る前にその準備や対策を立ておくことが大切です。台風はきてからでは間にあいません。また、来る前にその準備や対策を立ておくことが大切です。台風による被害ができるだけ最小限度にいくとめるために、常に新聞、ラジオ、テレビなどの情報を得て万全の対策を立てておくことが大切です。台風はきてからでは間にあいません。

台風が、日本に接近したり、直接影響をおよぼす心配ができることがあります。気象庁予報部から、台風は、常に新聞、ラジオ、テレビなどの情報を得て万全の対策を立てておくことが大切です。台風はきてからでは間にあいません。

みなさんの中でも、今後請願や陳情書を提出される場合は、次に要領で書類を作成し、村の議会事務局へ提出して下さい。

来る前に万全な対策を

!!台風がやります!!

会において、火災予防条例を現行の生活様式にマッチした内容に改正しました。

現行の火災予防条例が本村に制定されたのは、昭和四十二年三月であり、その後、わずか七年あまりの間にめざましい産業技術の発展とエネルギー革命により新しい形態で火を使用する設備、器具等が多く普及しております。

主な改正内容は次のとおりです。

本年七月一日から一部適用

村では、去る六月の定例村議会において、火災予防条例を現在の生活様式にマッチした内容に改正しました。

現行の火災予防条例が本村に制定されたのは、昭和四十二年三月であり、その後、わずか七年あまりの間にめざましい産業技術の発展とエネルギー革命により新しい形態で火を使用する設備、器具等が多く普及しております。

主な改正内容は次のとおりです。

三、地震などにより、容易に転倒したり、亀裂、または破損しないような構造にしなければなりません。

一方、これらの普及高揚によって、新しい形態の火災が各地で多く発生し、いたましい事故が続いております。そこで、これら社会情勢の変更に合せて、市町村の予防行政の強化がせまられておったものです。

四、燃料タンクは容量に応じて、〇・六ミリから二・〇ミリ以上の板厚で見やすい位置に油量計をもうけ、水抜きできる構造としなければなりません。

五、炉または、カマドの周囲は、常に整理、清掃に努め、燃料やもえやすい物をみだりに放置しないようにならなければなりません。

六、炉、カマド、さらに附属の設備は必要な点検を行ない、火災防止上有效地に保持しなければなりません。

七、湯沸器、ストーブなどの位置、構造、管理等の基準

一、階段や避難口などの附近で避難の支障となる位置には、もうけないこと。また、燃焼に必要な空気を取り入れることができる位置にしなければなりません。

二、使用に際し、火災の発生のおそれがある部分について、不燃材で作らなければなりません。

三、移動式のストーブは、地震等により自動的に消火する装置または、自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければなりません。但し、現に使用しているストーブは、昭和五十二年九月まで、そのまま使用できませんが、これから買ひ替えられる場合は、装置の有無を確かめて、装置されているものを求めて下さい。

四、少量危険物の貯蔵及び取扱いについて

一、危険物（ガソリン、灯油など）の貯蔵及び取扱いの数量には関係なく、すべてにわたって、「火気の制限」、「漏れの防止」、「粗暴な取扱い行為の禁止」及び「地震などにより容器の転倒、転落または落下物の防止措置」などを講じなければなりません。

二、指定数量未満、指定数量の五分の一以上の危険物の取扱いについて（指定数量とは、ガソリン百リットル、灯油五百リットル、重油二千リットル）

1、屋外において取扱う場合は、鋼製ドラムまたは、タンクの場合で保有宅地一メートル以上、その他の容器の場合には数量により一から二メートルの空地が必要となります。

2、屋内において危険物の貯蔵、または取扱いをする場合、カベ、柱、床、天井をしないこと。

二、屋外において、火遊びまたは、たき火をしないこと。

三、屋外において、引火性または、爆発性の物品など、もえりません。

四、危険物の貯蔵、または取扱いの届出は、個人の住居で貯蔵し、取扱う場合を除き、役場庶務課（消防係）に届け出ないで貯蔵または取扱いする場合、甲種の乙種の防火戸をとりつけ、換気設備をもうけなければなりません。

五、火災とまちがいやすいケムリまたは、火を出すおそれのある行為については、その旨役場庶務課へ届け出なければなりません。

六、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

七、火災とまちがいやすいケムリまたは、火を出すおそれのある行為については、その旨役場庶務課へ届け出なければなりません。

八、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

九、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

十、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

十一、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

十二、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

十三、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

十四、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

十五、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

十六、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

十七、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

十八、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

十九、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

二十、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

二十一、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

二十二、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

二十三、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

二十四、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

二十五、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

二十六、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

二十七、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

二十八、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

二十九、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

三十、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

三十一、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

三十二、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

三十三、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

三十四、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

三十五、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

三十六、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

三十七、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

三十八、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

三十九、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

四十、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

四十一、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

四十二、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

四十三、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

四十四、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

四十五、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

四十六、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

四十七、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

四十八、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

四十九、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

五十、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

五十一、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

五十二、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

五十三、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

五十四、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

五十五、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

五十六、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

五十七、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

五十八、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

五十九、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

六十、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

六十一、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

六十二、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

六十三、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

六十四、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

六十五、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

六十六、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

六十七、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

六十八、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

六十九、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

七十、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について

七十一、火災に関する警報の発令中における火の使用制限

七十二、火災に関する警報の発令中における火の使用制限

七十三、火災に関する警報の発令中における火の使用制限

七十四、火災に関する警報の発令中における火の使用制限

七十五、火災に関する警報の発令中における火の使用制限

七十六、火災に関する警報の発令中における火の使用制限

七十七、火災に関する警報の発令中における火の使用制限

七十八、火災に関する警報の発令中における火の使用制限

七十九、火災に関する警報の発令中における火の使用制限

八十、火災に関する警報の発令中における火の使用制限

八十一、火災に関する警報の発令中における火の使用制限

八十二、火災に関する警報の発令中における火の使用制限

八十三、火災に関する警報の発令中における火の使用制限

八十四、火災に関する警報の発令中における火の使用制限

八十五、火災に関する警報の発令中における火の使用制限

八十六、火災に関する警報の発令中における火の使用制限

八十七、火災に関する警報の発令中における火の使用制限

八十八、火災に関する警報の発令中における火の使用制限

八十九、火災に関する警報の発令中における火の使用制限

九十、火災に関する警報の発令中における火の使用制限